

## 脱炭素社会実現に向けた連携協力に関する包括協定書

いなべ市（以下「甲」という。）と豊田合成株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協力に関する包括協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、互いの人的資源等を活用し、相互に幅広い連携・協力関係により、脱炭素社会実現への取組み等、諸課題に取り組むことで、新たな地域活力の創出、地域経済の発展及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### （連携協力内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、それぞれ法令の範囲内で次の事項について連携協力する。

- (1) 水素エネルギーの活用に関すること。
- (2) 環境負荷軽減車両の導入に関すること。
- (3) 低炭素農業に関すること。
- (4) その他、本協定の目的達成のために必要とすること。

2 甲及び乙は、前項各号にかかる取組みについて、効果的かつ具体的に進めるため、必要に応じて協議を行うこととする。

### （協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年11月30日までとする。期間満了時には甲及び乙の協議により、協定内容を適宜見直し、期間を延長することができるものとする。

### （信義誠実の尊重）

第4条 甲及び乙は、相互に協力し、誠実に本協定内容を履行するものとする。

### （守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動に関し、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務が課せられていることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

### （雑則）

第6条 本協定に定めるもののほか、連携実施に関し必要な事項及び疑義が生じた事項については、甲及び乙がその都度協議して決める。

2 本協定締結の証として本協定書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保有する。

令和5年2月13日

甲 三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地  
いなべ市

いなべ市長

日沖靖



乙 愛知県清須市春日長畑1番地

豊田合成株式会社

代表取締役

小山亨

